

令和5年1月4日

会 員 各 位

一般社団法人全国配置薬協会事務局  
( 押 印 省 略 )

## 消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について

平素より本会運営に対し格別のご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件につき、令和4年12月23日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、日本製薬団体連合会を通じて、別紙①のとおり周知依頼がありましたので、連絡いたします。本制度について、会員配置販売業者の適切な対応を促すため、内容をご確認のうえ、ご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）については、令和5年10月1日より開始されるが、令和4年11月4日付け厚生労働省・財務省・国税庁連盟の協力依頼（別紙②）では、以下の2点について連絡があった。

- インボイス登録事業者の申請は原則的に同年3月末までに行うこと。
- インボイス制度では、買手が消費税の仕入税額控除を行うには、原則としてインボイスの保存が必要となり、これに対し売手がインボイスを発行する場合、課税事業者となって、インボイス発行事業者の登録を申請すること。

このことにより、免税事業者等にあっては、個々の取引先や事業の実態に応じて、適切に対応することが求められている（別紙③参照）。しかしながら、免税事業者においては、インボイス発行事業者となった場合の税負担並びに事務負担が懸念材料とされていた。

これを踏まえ、政府は令和5年度税制改正大綱において、インボイス制度に関する負担軽減措置として、以下の各項目が盛り込まれた。（別紙④）

●免税事業者からインボイス発行事業者となった場合、納税額は売上税額の2割例）売上700万円（税額70万円）、経費150万円（税額15万円）の場合

- ・実額計算…70万円－15万円 = 55万円
- ・特例課税…70万円×2割 = 14万円

※1. 消費税の納税申告の際、経費等の集計やインボイスの保存が必要なく、売上と収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけで申告書が作成できる。

※2. 事前の届出が不要で、申告時に選択できる。

（対象期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間。個人事業主は令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告分）

●持続化補助金の上限額が一律 50万円加算

小規模事業者向けの持続化補助金50万～200万円（補助率2/3以内）が100万～250万円に上乘せとなる。

●IT導入補助金が安価な会計ソフトも対象に

中小企業及び小規模事業者向けのIT導入補助金の下限額が撤廃。

以上